

## 荒川区予定価格に関する事務取扱要領

平成 18 年 1 月 30 日制定  
( 17 荒経契第 257 号 )  
( 経 理 部 長 決 定 )  
平成 22 年 10 月 1 日一部改正  
平成 23 年 1 月 4 日一部改正  
平成 26 年 3 月 17 日一部改正  
平成 27 年 7 月 9 日一部改正  
令和 8 年 3 月 26 日一部改正

### ( 目的 )

第 1 条 この要領は、荒川区契約事務規則 ( 昭和 39 年規則第 8 号。以下「規則」という。 ) 第 21 条第 3 項の規定に基づき、予定価格の事務取扱について必要な事項を定め、もって適正な競争入札等の執行に資することを目的とする。

### ( 事前公表の取扱 )

第 2 条 予定価格を事前公表する案件は、経理課契約案件 ( 規則第 3 条の 2 第 1 項の経理課契約案件をいう。以下同じ。 ) のうち、競争入札に付す案件とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、特に必要があると認めるときは、予定価格を事後公表とすることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、契約担当者は、必要があると認めるときは、競争入札に付す案件以外の経理課契約案件について、予定価格を事前公表とすることができる。

4 予定価格の事前公表は、次の表のとおり行うものとする。

区 分	入札方法	事前公表する書面
一般競争入札若しくは制限付き一般競争入札	電子入札	入札情報サービスの発注案件情報
一般競争入札	紙入札	一般競争入札発注票
制限付き一般競争入札	紙入札	制限付き一般競争入札発注票
指名競争入札	電子入札	電子入札サービスの指名通知書
指名競争入札	紙入札	指名通知書
公募方式見積競争		公募方式見積競争発注票
指名見積競争		見積競争参加通知書

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約については、最新の積算単価を反映させた予定価格を、入札期日又は見積競争日の前に公表することができるものとする。

( 1 ) 履行期間が 1 年を超えかつ入札の公告から入札期日までの期間が 4 週間を超えるもの

( 2 ) その他総務部長が特に必要と認めるもの

### ( 開札経過調書等による公表 )

第 3 条 競争入札に付す経理課契約案件に係る予定価格は、原則として、当該競争入札終了後、開札経過調書 ( 電子入札案件においては入札情報サービスの入札 ( 見積 ) 経過調書 ) に記載することにより公表する。

### 附 則

予定価格に関する事務取扱要領 ( 平成 15 年 12 月 26 日付け 15 荒総経第 452 号 ) は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。